

# 行政監査報告書

平成20年度

(県単独補助事業のあり方について)

佐賀県監査委員



監査第010052号  
平成21年6月10日

佐賀県議会議長  
佐賀県知事

留守茂幸 様  
古川 康 様

佐賀県監査委員 中村 孝  
同 田中 俊雄  
同 富崎 昭宏  
同 吉田 欣也

平成20年度行政監査報告書について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したの  
で、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添の  
とおり提出します。



## 目 次

第1	監査テーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査対象	1
1	監査対象本部	1
2	監査対象事業	1
第4	監査対象機関	2 ~ 4
第5	監査の実施	4
1	監査の実施時期	4
2	監査の着眼点	4
3	監査の実施方法	4
第6	指摘事項及び意見	5 ~ 10
第7	個別監査結果	11 ~ 40



## 第1 監査テーマ

県単独補助事業のあり方について

## 第2 監査の目的

県では、平成16年10月に策定された「佐賀県行財政改革緊急プログラム」のもと、これまで「平成20年度までに収支均衡すること」、「民間活力を活用した自立した地域づくり」を目標に取り組んでこられたが、緊急プログラムにおける「平成20年度までに収支均衡」の目標の達成が困難となり、平成19年11月に「佐賀県行財政改革緊急プログラムVer.2.0」として、緊急プログラムの見直しがなされている。

県単独補助金については、「佐賀県行財政改革緊急プログラム」の取り組みの中で、必要性や効果の視点から、真に必要な補助金への重点化と補助金交付等に要する行政コストの縮減に取り組むこととされている。

そこで、今回の行政監査においては、民間等の自主的活動を支援するうえで重要な役割を担っている県単独補助金が、その補助目的どおりに執行され、効果を十分に発揮しているか、また、事務手続き等が適切になされているかについて、経済性、効率性、有効性の観点から検証を行い、今後の補助事業の改善に資することを目的とする。

## 第3 監査対象

### 1 監査対象本部

農林水産商工本部及び生産振興部

### 2 監査対象事業

県単独補助事業のうち、平成19年度において実施され平成20年度以降においても継続される事業は、農林水産商工本部36事業、生産振興部63事業の99事業であった。

今回の監査においては、この99事業のうち、財政的援助団体等監査を実施した事業、借入れ資金の金利の一部を助成する利子補給等事業、補助事業創設後3年未満の補助事業については監査の対象から除外することとし、

- (1) 補助金額が大きく、費用対効果の検証が必要とされる事業
- (2) 創設時から相当(10年)の期間が経過し、社会情勢から見て県民のニーズに合致しているかの検証が必要な事業
- (3) 少額補助金で、事業の必要性及び有効性の検証が必要とされる事業

を中心に次表の22事業について監査を実施した。

## 監査対象事業及び監査対象機関

監査対象機関		監査対象事業	調査対象先	
所管部局	事業所管課	補助事業の名称	補助事業者	間接補助事業者
農林 水産 商工 本部	雇用労働課	高齢・障害者雇用支援協会補助	財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会	
	流通課	有機農産物等販路拡大事業費補助	太良町果実農業協同組合 佐藤柑橘園	
	商工課	商店街再活性化推進事業費補助	佐賀市	佐賀商工会議所
			小城市	小城商工会議所
		商店街振興組合指導事業費補助	佐賀県商店街振興組合連合会	
		伝統的工芸品産業後継者育成事業費補助	佐賀県陶磁器工業協同組合	
伝統的工芸品産業需要開拓事業費補助	唐津焼協同組合 武雄古唐津焼協同組合			
生産 振興部	生産者支援課	漁業協同組合合併促進事業費補助	佐賀県漁業協同組合合併推進協議会	
		森林組合広域合併等促進対策事業費補助	佐賀県森林組合連合会	
	農産課	集落型経営体育成推進事業	佐賀市	中鶴機械利用組合
			唐津市	山彦生産組合 成淵生産組合 田中生産組合
		担い手育成条件整備事業	佐賀市	個別大規模農家（2戸） 本庄東部営農組合
			唐津市	個別大規模農家 農事組合法人行合野
			武雄市	橋下営農組合
			小城市	個別大規模農家 みさと営農生産組合
			嬉野市	大牟田営農組合
			神埼市	個別大規模農家 神埼地区営農組合
吉野ヶ里町	吉野ヶ里中部営農組合 三田川南部営農組合			

監査対象機関		監査対象事業	調査対象先	
所管部局	事業所管課	補助事業の名称	補助事業者	間接補助事業者
生産 振興部	農産課	担い手育成条件整備事業	みやき町	西寒水区営農組合
			白石町	新観音集落営農組合 佐賀県農業協同組合
		大規模農家緊急育成事業	佐賀市	
			小城市	
			江北町	
			白石町	
		特色ある米・麦・大豆づくり 条件整備事業	唐津市	蕨野機械利用組合
			伊万里市	脇野機械利用組合
		米・麦・大豆品質向上等条件 整備事業	佐賀市	佐賀県農業協同組合
			みやき町	佐賀県農業協同組合
	園芸課	人と環境にやさしい園芸農業 拡大事業	佐賀市	西部アスパラハウス利用組合 特別栽培農家（2戸）
			伊万里市	伊万里茶園組合
			武雄市	特別栽培農家
			小城市	芦刈いちご高設栽培組合
			嬉野市	犬走防霜施設利用組合
			みやき町	みやき特栽アスパラ第三利用 組合
			大町町	大町町胡瓜生産組合
			白石町	特別栽培農家 干拓玉葱移植機第一組合
	プロ園芸農業者育成対策事業	神崎市	アスパラガス栽培施設第2利 用組合	
		嬉野市	岩屋防霜施設利用組合	
	畜産課	畜産経営技術指導事業費補助	社団法人佐賀県畜 産協会	
		優良雌子牛保留対策事業費補 助	佐賀県経済農業 協同組合連合会	佐賀県農業協同組合 唐津農業協同組合
		肥育素牛生産拡大対策事業	玄海町	大園肥育素牛生産組合
		自給飼料増産対策事業	伊万里市	前平自給飼料組合
小城市	牛津第二自給飼料組合 三日月第一自給飼料組合			

監査対象機関		監査対象事業	調査対象先	
所管部局	事業所管課	補助事業の名称	補助事業者	間接補助事業者
生産 振興部	畜産課	自給飼料増産対策事業	玄海町	浜野浦飼料生産組合 大鳥自給飼料増産組合
			白石町	K・Kわら組合 ふたば自給飼料組合
	水産課	漁村女性リーダー育成研修事業費補助	佐賀県漁協女性部連 合会	
		水産振興研究グループ活動推 進事業費補助	佐賀県玄海水産振興研究会 佐賀県有明海漁協青年部	
		沿岸漁業振興特別対策事業	唐津市	唐津市漁業協同組合 肥前漁業協同組合
	鹿島市		有明海漁業協同組合	
	8課	22事業	38市町、14団体	52団体等

#### 第4 監査対象機関

22事業を所管する8課を対象に監査を実施し、延べ38市町、66関係団体等  
を対象に実地調査を実施した。

#### 第5 監査の実施

##### 1 監査の実施時期

平成20年10月～平成21年3月

##### 2 監査の着眼点

監査に当たっては、県単独補助金が、その目的どおりに適正に執行され、効果を  
十分に発揮しているか等の観点から、次の事項を着眼点とした。

- (1) 補助金の交付事務について
- (2) 補助事業の適正かつ効果的な執行について
- (3) 補助事業の見直し等(整理・統合)について

##### 3 監査の実施方法

予め各所管課から提出された監査調書に基づいて所管課の実地監査を行い、次に  
関係団体から提出された調書に基づき実地調査を実施するとともに、施設・設備等  
の整備状況については現場で確認した。

実地調査については、全事業にわたって補助事業者及び間接補助事業者を対象に  
行い、22事業のうち12事業については、補助件数が多数に及ぶことから抽出し  
て実施した。

## 第6 指摘事項及び意見

国内外における極めて厳しい経済情勢のなか、県においても税収減や交付税の削減への対応として、「佐賀県行財政改革緊急プログラム」を策定し、“平成20年度までに収支均衡すること”、“民間活力を活用した自立した地域づくり”を目標に取り組むこととし、その中で補助事業についても見直しが進められている。

県単独補助事業は、特色ある地域産業の育成・振興や県民福祉の向上、あるいは自主的な民間活動を支援するうえで大きな役割を果たしてきており、県民生活に密着したものとなっている。

特に、県経済の根幹をなす農林水産業、商工業に関する施策の推進にとってきわめて重要であり、農林水産商工本部及び生産振興部では、およそ100に上る県単独補助事業を実施し、各産業における民間活力の創出などにおいて成果を挙げてきている。

今回の行政監査は、「行財政改革緊急プログラム」における“真に必要な補助金への重点化”や“補助金交付等に要する行政コストの縮減”の方針の下で、貴重な県民の税金を使って実施されている県単独補助事業が、その目的どおりに執行され、効果を十分に発揮しているか、事務手続等が適切になされているかなどについて検証を行い、今後の補助事業の改善に資することを目的に実施した。併せて、平成11年度～平成13年度に行った「県単独補助事業」に関する行政監査で指摘した事項の対応状況も確認したところである。

今回の監査の対象には、農業関係の補助事業が多くを占めており、これらについては、時代に即応した補助金の重点化が図られていた。

特に、「環境保全型農業」への取組や、国の農政改革に向けた「新たな米政策」への対応など、県の予算が縮減されるなかで、これらの補助金が増額されていることは特筆すべきことであった。

### 今回調査した22事業の補助金額の推移

平成17年度補助金決算額	918,745千円
平成19年度補助金決算額	1,117,740千円
伸び率	21.7%

監査の結果、貴重な財源を重点配分されているにもかかわらず、多くの補助事業で次にみられるような適正でない実態があった。

補助金交付要綱や事業実施要領に定めた採択要件の事前・事後の審査が不十分で、採択要件に合致していない。

営農集団が事業主体であるもので、形式上は採択要件を満たしているものの、営農集団としての活動実態が確認できない。

所管課の事務手続の遅れで、補助事業の効果の発現が遅れている。あるいは、交付決定前に事業に着手している。

契約手続が適正でなく、競争性・透明性が確保されていない。

事業効果の検証がなされていない。

補助事業の効果を高めるために補助事業者（市町）は、事業主体への指導が必要であるが、県も補助事業者任せきりで指導が不十分である。

など

これらは、全般的に補助事業の実施を優先するあまり、「この程度なら」といった審査に対する甘さや、補助金を団体等に交付することのみに力点が置かれ、その後の状況確認が補助事業者（市町）任せになっていることなどが背景にある。

さらに、今回の指摘には、前回の行政監査の指摘や意見が一向に改善されていないものが多くあり、所管本部、所管課が、当時の行政監査の結果をどれだけ真摯に受け止め事業実施に活かされたか、はなはだ疑問である。

今後、県単独補助事業を適正に遂行するうえで、これらの背景にある行政の姿勢を根本的に改めていく必要がある。

いうまでもなく、県単独補助事業は限られた財源をもとに実施されていることから、県民に対し説明責任が果たせるよう、有効性、経済性、効率性を確保するとともに、公平、公正を旨とすべきである。

このため、補助要件・補助率等の事業内容の見直しや再評価を徹底的に行うとともに、補助事業の改廃について果断に対処していくことを求めるものである。

また、継続して実施する補助事業については、有効・適切に活用され所期の目的が達成できるよう、厳格な審査や確認を行い、県単独補助事業の適正な遂行及び予算の執行に努めることを強く求めるものである。

以下に包括的な指摘事項を掲げている。個別の指摘事項とともに確実に改善、是正を図り、なお一層効果的に事業を実施されたい。

## 1 補助金の交付事務について

### (1) 補助金交付要綱等に定める要件等の審査が不十分なもの

補助金の不正使用の防止や適正な執行を図るために、関係する法令、規則に基づき、補助事業ごとに要綱等が定められ、それによって事務処理を行うこととされている。

しかしながら、団体から提出された補助事業計画書・交付申請書・事業実績報告書等の審査が不十分なため、採択要件に合致していないものや採択要件が満たされたかの確認をしないままに事業を認めているものがあった。

補助事業の実施に当たっては、補助金交付要綱等に定める要件審査の徹底に努められたい。

### (2) 補助金交付事務が遅れているもの

所管課の事業承認の遅れで補助金の交付決定が遅れているものがあった。

特に特定の団体に対する継続的な運営費補助等でその傾向がみられた。これらの補助事業は事業が年度当初から実施されるものであり、交付申請が年度当初に行われるよう事務処理の迅速化を図られたい。

## 2 補助事業の適正かつ効果的な執行について

### (1) 事業費に係る透明性の確保について

事業主体において、補助事業申請の際に添付している見積書を利用して契約しているものがあった。

契約に際しては、透明性、競争性の確保の観点から、交付決定（事前着工承認）後、再度見積合せ又は、入札により契約すべきである。

補助事業者に、契約方法について指導を徹底されたい。

園芸関係補助事業の施設（ハウス、防霜施設）整備に関する契約で、請負業者がJA（農協）となっていたが、JAには施工能力がないことから、施工に際して見積り又は入札に参加した業者に一括下請け（丸投げ）しているものがあった。

また、本来工事請負契約書を締結すべき鉄骨ハウスの契約で、鉄骨資材の納入として物品売買契約書で処理され、補助事業として適正な事業執行が行われたのか疑わしい契約となっていた。

契約事務については、透明性、競争性の確保が図られるよう事業実施要領等の見直しを行い、市町を通じて事業主体の指導を徹底されたい。

単一業者との随意契約の理由で要件に合致していないものがあった。

補助金交付要綱で、「契約を締結する場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については、特許品等での取扱店が一店のみであるなど、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。」と規定されている。

しかしながら、添付されていた理由書では、要件に合致しているとは判断できないものがあった。

随意契約の要件審査を徹底されたい。

## (2) 事業主体としての適格性について

園芸関係補助事業において、事業主体の採択要件として営農集団の共同性の確保が設けられている。しかしながら、営農集団の実態をみると、施設も地理的に離れており、導入した施設の活用で共同施行、共同作業等が確認できないものもあり、実態のある営農集団とはなっておらず、補助金の受皿としてのみの目的で設けられたと思われる事業主体が多くみられた。

所管課は事業実施状況報告書の提出の際に、団体の活動実績が確認できる書類の添付を求めるなど、組織としての活動実績、共同性の確保を確認されたい。

## (3) 事業効果の検証について

事業効果の測定方法について

事業によっては、事業効果の発現が事業実施年度以降に及ぶものもある。所管課は、事業効果の把握のため施設の活用状況調書を徴収するなど、事業効果の測定方法を検討されたい。

事業実施状況報告書の評価及び営農集団への指導について

事業実施要領において市町長は、実施状況報告の内容について必要に応じて事業主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた措置を講じることを求められている。

しかしながら、調査を行った市町では、営農集団から実施状況の報告を受け、それに対する評価や今後の支援策等を記載せず、報告をそのまま県に提出している状況が多くみられた。

所管課は、補助目的を効果的に達成させるため、営農集団組織への継続指導

を徹底するよう補助事業者である市町を指導されたい。

補助要件を満たしていない事業主体への指導について

今回の監査（調査）において、認定農業者の資格、集落営農組織の設立など補助要件を満たされていない事業主体があった。

補助金は、多額の公費を伴うことから、公平・透明性が確保されるよう厳格な事業要件の審査と要件の事後確認を徹底すべきである。

所管課は、現地機関（農林事務所、農業改良普及センター）を積極的に活用し、要件を満たすための改善計画の策定等について市町、事業主体を指導されたい。

集落型経営体（集落営農組織）への支援について

集落営農組織においては、共同作業と経理の一元化、将来の法人化を目指すこととされているが、共同作業や経理の一元化が不十分な事業主体が多かった。

所管課は、現地機関（農林事務所、農業改良普及センター）を積極的に活用し、事業主体（組織）の運営が継続できるような支援策を検討されたい。

また、組織の決算書に補助事業が明記されていない事業主体もあった。

### 3 補助事業の見直し等（整理・統合）について

#### （1）補助事業の見直しについて

農業関係補助金の助成要件は、水田経営面積が事業実施年度で概ね4ha以上であって、水田の所有権移転及び新たな賃借権の設定により、事業実施年度から5年以内に8ha以上の水田経営面積を目指す者となっている。

しかしながら、実施年度から3年が経過しても4ha前後の者もあり、5年後に8haを達成するのは難しい現状であった。

所管課は、実施状況報告書の審査の過程で事業目的が達成できない恐れがある者については、補助採択の見直しを行うよう検討されたい。

#### （2）補助事業の終期設定について

今回、監査対象とした22事業のうち創設以来10年以上経過したものが5事業であった。

これらの大半は運営費補助であり、また、少額補助であることや、特定の団体に対する補助であるといった共通点がある。

社会経済情勢の変化が著しい中、事業主体の活動内容も大きく様変わりし、補

助金の存続理由が乏しくなったものもある。

長期に及ぶものについては、廃止の方向で検討するとともに、存続が必要と判断されるものについては、実情に見合った補助内容にするとともにその終期を明確に設定されたい。

#### 4 財産の管理について

補助金で整備された施設については、財産管理台帳はあるものの、施設の能力（型式）ごとの設置数や設置場所が記載されていないものや、事業主体の決算書に資産として計上されていないものがあつた。

補助事業者に対して、適正な管理に努めるよう指導を徹底されたい。

### 第7 個別監査結果

11ページ以降に記載のとおりである。

#### 用語等の説明

用語等	説明
地方自治法 第199条第2項 (行政監査に関する規定)	条文(抜粋) 監査委員は、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。
地方自治法 第232条の2 (補助金に関する規定)	条文(抜粋) 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。 「公益上必要がある」か否かは、一応当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならない。 (行政実例 昭28.6.29) 補助金とは、県が公益上の必要により、県以外の者に対して交付するもので、県が相当の反対給付を受けず、給付を受ける相手方において使用すべき特定の用途のために交付されるもの。 (佐賀県補助金等交付規則の施行について(通知))
間接補助金	「間接補助金」とは、県から給付される補助金が市町等の中間交付機関の手を経由して事業者の最終使用者に授受されるもの。
補助事業及び補助事業者	「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

## 第7 個別監査結果

補助事業名	高齢・障害者雇用支援協会補助		
課名	雇用労働課	創設年度	昭和57年度
事業目的	高年齢者の雇用の促進を図るため、財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会が行う高年齢者の雇用問題に関する情報・資料等の収集及び提供、高年齢者の雇用問題に関する広報啓発事業に対する補助。		
補助事業者	財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会		
補助率	定額（ただし、100万円を限度とする。）		
補助額	平成19年度交付額 400千円		
補助件数	1件		

### （監査指摘及び意見）

#### 1 補助率等の見直しについて

補助金交付要綱では、定額（ただし、100万円を限度）となっているが、補助対象経費と補助金額が乖離している。

補助率等の見直しを検討されたい。

総事業費（高齢事業情報提供費） 1,124,207円

うち県費補助金額 400,000円

#### 2 補助金交付事務の適正化について

補助金交付要綱に定める交付申請書、実績報告書の添付書類が補助対象経費以外の経費まで添付させることとなっていた。

補助事業者に過度の負担がかからないよう、補助金交付要綱の見直しを検討されたい。

### （参考）

この補助事業は、平成20年度で終了

補助事業名	有機農産物等販路拡大事業費補助		
課 名	流通課	創設年度	平成16年度
事業目的	消費者が求める安全・安心な「売れる農産物づくり」を推進し、その販路を拡大するため、有機農産物等の生産、販売に積極的に取組もうとする農業者又は農業者で構成されるグループが行うマーケティング活動に要する経費に対する補助。		
補助事業者	農業者及び農業者で構成するグループ		
補助率	1/2以内、ただし、事業期間(2年間)の補助額合計は150万円を限度とする。		
補助額	平成19年度交付額 2,841千円		
補助件数	10件		

(監査指摘及び意見)

1 補助事業の執行体制について

事業主体の認定で誤りがあるものがあった。

補助金交付要綱で事業主体は、有機農産物等の生産及び販売に取り組む農業者、又はその農業者で構成するグループと規定しているが、平成19年度において、果実農協(農業団体)を事業主体に認めていた。

補助金交付要綱に定める要件は厳格に適用すべきである。

2 補助金交付事務の迅速化・適正化について

事業実施要領等の作成で検討を要するものがあった。

申請者が、農業者又はその農業者で構成するグループなど、補助金事務に不慣れな者が多いことから、補助金交付申請書や実績報告書の記入方法、事業内容説明、事業実施の手続き等を整備した事業実施要領等の作成が必要である。

事業実施に当たっては、事業主体に過度の負担がかからないよう事業実施要領等の作成を検討されたい。

補助対象経費に馴染まない支出があった。(太良町果実農協)

補助金交付要綱に定める対象経費は、商品企画・パッケージ開発に要する経費となっているが、出荷容器が作成(2,000箱の2種類)され、補助対象として補助金が交付されていた。

対象経費の商品企画・パッケージ開発とは、容器のデザイン開発・試作に要する経費となっており、出荷容器の作成費は対象外経費にすべきであった。要件は厳格

に適用されたい。

また、補助事業で作成した出荷容器 4,000 箱のうち、3,564 箱が次年度に繰り越されていた。

- ・補助事業費 687,750 円
- ・うち出荷容器の作成費 645,750 円（事業費に占める割合 93.4%）

補助事業の申請が遅れ、事業を事前着手しているものがあった。

（太良町果実農協）

補助金交付決定前に、成果物（しおり）が納品されていた。

- ・補助金交付申請日 平成19年 9月28日
- ・成果物の納品日 平成19年10月 2日
- ・補助金交付決定日 平成19年10月12日

補助事業（一部中止）の変更申請で、著しく遅延しているものがあった。

（太良町果実農協）

事業主体の変更申請が、実績報告書の提出日(事業終了時点)になされているものがあった。

- ・補助金交付申請日 平成19年 9月28日
- ・補助金交付決定日 平成19年10月12日
- ・補助金変更交付申請日 平成20年 3月25日
- ・補助金変更交付決定日 平成20年 3月27日
- ・補助金実績報告日 平成20年 3月25日

### 3 契約方法について

出荷容器の発注に際して、1社のみの見積書で業者が決定されており、透明性、競争性の確保に問題があるものがあった。

（太良町果実農協）

契約金額 645,750円

（参考）

この補助事業は、平成20年度で終了

補助事業名	商店街再活性化推進事業費補助		
課名	商工課	創設年度	平成18年度
事業目的	空き店舗が増加するなど、空洞化が進行する商店街において、賑わい再生のための空き店舗の活用や各種ソフト事業を推進することにより、魅力ある商店街の形成と地域商業の活性化を図る。		
補助事業者	市町、間接補助事業者（商店街組合等、採択事業者）		
補助率	1/2以内、1/3以内		
補助額	平成19年度交付額 2,718千円		
補助件数	8件		

（監査指摘及び意見）

1 補助事業の執行体制について

当初予算額と決算額の乖離が大きい。これは、予算要求時の市町要望額の把握に問題があると思われる。（19当初予算額 10,000千円 決算額 2,718千円）

また、補助事業者（市）の調査でも、事業主体との事業要望等の確認がなされな  
いままに、予算が計上されているところがあった。

事業実施に当たっては、事業見込み額の精査に努められたい。

補助事業の要望調査が年度当初に行われ、その後、補助事業者が関係団体から要  
望を取り事業が展開されていることから、事業実施が遅れている。

また、空き店舗等活用等事業の要望団体も少なく、出店を希望している者（事業  
者）に対して、特に広報に関する県の積極的なフォローが必要と考える。

所管課は、事業実施方法を検討されたい。

2 補助金交付事務の迅速化・適正化について

県の要綱と市町（補助事業者）の要綱で、事業主体の要件に違いがある市町があ  
った。補助事業者に県の補助金交付要綱の周知・徹底を指導されたい。

補助対象経費で不明確なものがあつた。

商店街空き店舗等活用事業の補助対象経費として、店舗改装費が補助対象となっ  
ているが、改装費の範囲（設備、備品等）が明確に示されていなかった。

また、事業主体として、補助金事務に不慣れな事業者も位置づけられていること  
から、事業内容、補助対象経費の範囲、事業実施手続き等を整備した実施要領等の  
作成を検討されたい。

### 3 事業効果の検証について

空き店舗等活用事業については、事業実施後、補助した店舗のその後の活用（利用）状況が確認されていない。

事業効果の検証のため、その後の活用状況を把握すべきである。

補助事業名	商店街振興組合指導事業費補助		
課 名	商工課	創設年度	平成8年度
事業目的	商店街の活性化及び事業者の健全な発展を図るとともに、当該地域の整備改善と公共の福祉の増進に資することを目的とした商店街組合の指導、育成を図る。		
補助事業者	佐賀県商店街振興組合連合会		
補助率	10 / 10以内		
補助額	平成19年度交付額 2,256千円		
補助件数	1件		

（監査指摘及び意見）

監査指摘等なし

補助事業名	伝統的工芸品産業後継者育成事業費補助		
課 名	商工課	創設年度	平成8年度
事業目的	産地組合等の団体が行う伝統的工芸品産業の後継者確保及び育成を目的とした研修を支援することにより伝統的工芸品産業の振興を図る。		
補助事業者	佐賀県陶磁器工業協同組合		
補助率	1 / 2以内、1 / 3以内		
補助額	平成19年度交付額 1,793千円		
補助件数	1件		

（監査指摘及び意見）

監査指摘等なし

補助事業名	伝統的工芸品産業需要開拓事業費補助		
課 名	商工課	創設年度	平成8年度
事業目的	産地組合等の団体が行う伝統的工芸品の新規市場の開拓・消費者の動向把握を目的とした展示会等の開催を支援することにより伝統的工芸品産業の振興を図る。		
補助事業者	唐津焼協同組合、武雄古唐津焼協同組合		
補助率	1 / 2以内		
補助額	平成19年度交付額 1,437千円		
補助件数	2件		

(監査指摘及び意見)

1 補助金交付事務の迅速化・適正化について

概算払い制度の活用について

補助事業者は、組合規模も小さく事業費の捻出に苦労されている。補助金の交付に当たっては、補助金交付要綱に定める概算払い制度の活用を検討されたい。

事業の効果測定について

事業効果測定の観点から、実績報告書の提出時に実施状況が確認できる書類を添付させるなど、補助事業の効果測定方法を検討されたい。

補助事業名	漁業協同組合合併促進事業費補助		
課 名	生産者支援課	創設年度	昭和63年度
事業目的	漁協の多くは経営基盤が脆弱なため、合併による組織及び事業基盤の強化を図ることにより、漁業者のニーズに応え得る経済的に自立した漁協を育成し、漁業者の経営の安定に資する。		
補助事業者	佐賀県漁業協同組合合併推進協議会		
補助率	1 / 2以内		
補助額	平成19年度交付額 300千円		
補助件数	1件		

(監査指摘及び意見)

1 補助事業の執行体制について

事業主体の見直しについて

漁業協同組合の合併に向けた全県的な取組方針を検討するために、佐賀県漁業協同組合合併推進協議会を設置し、その事務局を佐賀県信用漁業協同組合連合会が担っている。

しかし、有明地区の漁業協同組合は、平成19年4月に合併し、「佐賀県有明海漁業協同組合」として発足していることから、今後は、玄海地区の漁業協同組合の合併を促進する必要がある。

現在、玄海地区の漁業協同組合の合併を促進するため、玄海地区の漁業協同組合の指導団体である佐賀県玄海漁業協同組合連合会内に平成20年4月に水産振興対策室を設置し、合併協議が進められている。

そこで、より身近で活発な取り組みが促進されるよう事業主体の見直し等、補助事業のあり方を検討されたい。

補助事業の実施時期が遅延していた。

監査対象期間である平成17年度～平成19年度の全てで実施時期が年度の後半となっている。所管課も佐賀県漁業協同組合合併推進協議会のメンバーであり、事業の進捗状況を把握できることから、補助事業の早期の取組みを指導されたい。

## 2 補助金交付事務の迅速化、適正化について

所管課の補助金事務が遅延しているものがあつた。

所管課の補助事業の事業承認（内示通知）が遅れ、補助金交付申請書の提出が遅れていた。

- ・ 県の内示通知日 平成19年5月25日
- ・ 県へ補助金交付申請日 平成19年6月 1日
- ・ 県の交付決定日 平成19年6月15日

補助事業名	森林組合広域合併等促進対策事業費補助		
課 名	生産者支援課	創設年度	平成9年度
事業目的	森林組合の組織・経営基盤の強化を図るため、広域合併を推進する佐賀県森林組合連合会の活動を支援する。		
補助事業者	佐賀県森林組合連合会		
補助率	1 / 2以内		
補助額	平成19年度交付額 200千円		
補助件数	1件		

(監査指摘及び意見)

1 補助金交付事務の迅速化、適正化について

所管課の補助金事務が遅延しているものがあった。

所管課の補助事業の事業承認(内示通知)が遅れ、補助金交付申請書の提出が遅れていた。

- ・ 県の内示通知日 平成19年5月24日
- ・ 県へ補助金交付申請日 平成19年6月4日
- ・ 県の交付決定日 平成19年6月18日

補助事業名	新たな米政策対策事業(集落型経営体育成推進事業)		
課名	農産課	創設年度	平成16年度
事業目的	集落型経営体への円滑な移行を図るため、経営の一体化に必要な経理の習得や専門家による経営診断、パソコン等機器の導入に対する助成。		
補助事業者	集落営農組織を目指す組織		
補助率	間接補助事業費の1/2以内。ただし、1年目300千円/組織・年、2年目400千円/組織・年を限度とする。		
補助額	平成19年度交付額 595千円		
補助件数	4件		

(監査指摘及び意見)

1 補助金交付事務の迅速化、適正化について

この事業は、集落型経営体への円滑な移行のための支援策であるが、調査した事業主体(4団体)の全てが集落型経営体への移行がなされていなかった。

事業内容としては、

- 集落合意形成活動(アンケート調査、合意形成のための座談会等の開催)
- 先進事例調査活動(同様な地理的条件等の先進地視察経費)
- 経理技能習得活動(税理士等の指導による経理技術の習得、中小企業診断士等の経営診断経費)
- 経理処理用機器の導入(パソコン、机、いす等の機器の導入経費)

以上が事業内容であるが、調査した団体の全てで経理処理機器の導入がなされていなかった。

補助目的を達し得なかった事業主体の補助経費の用途については、～までの支

出についてはやむを得ないものとするが、経理処理機器の導入は無駄な支出と考える。（機器が誰の所有物となるのか、また、移行しない事業主体にとって未利用財産となる。）

このため、補助金交付要綱では、補助金交付条件の中で、「補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。」となっているが、それがなされずに当初計画の事業執行ばかりが優先されたことが、結果的に不要な財産の購入（無駄な支出）となったと考える。

したがって、所管課は補助事業者に対し、事業主体から事業の実施状況を報告させるなど、常に事業の進捗状況の把握に努めるとともに、補助金交付事務の適正化について指導されたい。

## 2 補助目的を達成しなかった事業主体への指導について

所管課は市町長に対し、実施状況報告書で事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定する等の目標達成に向けた必要な措置を講じることを求めているが、改善計画の策定など、必要な措置を講じていなかった。

所管課は、現地機関（農林事務所、普及センター）を積極的に活用し、補助目的の効果達成のため市町、事業主体を指導されたい。

## 3 補助金交付事務の迅速化、適正化について

県の補助要綱に事業主体に示す交付条件の規定があるが、市の補助金交付要綱及び事業主体への交付決定通知に際して、県の補助要綱に定めた交付条件どおりの条件が付されていない。（佐賀市）

補助事業名	新たな米政策対策事業（担い手育成条件整備事業）		
課名	農産課	創設年度	平成16年度
事業目的	集落型経営体や個別大規模農家の営農確立に必要な施設・機械の整備に対する助成。		
補助事業者	集落型経営体（集落型経営体への移行を目指す集落営農組織を含む。）、個別大規模農家、農業協同組合		
補助率	間接補助事業費の1/2、1/3以内。		
補助額	平成19年度交付額 426,020千円		
補助件数	121件		

(監査指摘及び意見)

1 事業採択要件について

集落型経営体としての補助要件を満たしていない事業主体があった。

(佐賀市中鶴機械利用組合)

事業実施要領に定める事業主体の要件は、「水田経営所得安定対策に加入していること。」となっているが、事業実施後の1年経過後も加入されていない事業主体があった。

農業機械の導入基準に定める農業機械士等の資格が取得されていないものがあった。

(佐賀市中鶴機械利用組合、唐津市農事組合法人、個別大規模農家2戸)

事業実施要領では、「導入しようとする機械の管理者及び作業従事者は、農業機械利用研修等を受講した者(農業機械士等)等、高度な機械利用技能を有する者であること。」となっているが、取得されていなかった。

補助機械の導入後に既存機械を処分することとされていたが、調査時点まで処分がなされていなかった。

(個別大規模農家2戸)

事業実施要領では、『農業機械を導入する場合は、「佐賀県特定高性能農業機械導入計画」で定める利用規模の下限等の基準を満たすこととし、事業主体は低コストを実現するため、土地利用型農業の展開に必要な機械が効率的に利用されるような導入計画とすること。』となっている。

しかしながら、事業主体が提出した事業実施計画書では、補助機械の導入後は、既存機械を処分して低コストに努めることとなっていたが、調査時点まで既存機械が処分されていなかった。

2 補助要件を満たしていない事業主体、事業効果の発現が遅れている事業主体への指導について

今回の監査(調査)において、補助要件等が満たされていない事業主体があった。

補助金は、多額の公費を伴うことから、公平・透明性が確保されるよう厳格な事業要件の審査と要件の事後確認を徹底すべきである。

所管課は市町長に対し、実施状況報告書で事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定する等の目標達成に向けた必要な措置を講じることを求めているが、改善計画の策定など、必要な措置を講じることなく、事業主体からの実施状況報告をそのまま県に提出している市町もあった。

所管課は、現地機関(農林事務所、普及センター)を積極的に活用し、改善計画の

策定等について、補助事業者である市町、事業主体へ指導されたい。

### 3 事業の実施手続き等について

事業実施要領に定める事業実施計画の提出が遅れ、事業執行で事前着手の実施主体が散見された。前年度に事業計画書を提出させ、予算成立後に事業承認及び内示を行うなど、実施計画書の提出時期を検討されたい。

また、平成19年度においては、県が骨格予算の関係で、使用時期ごとに機械導入の事業実施計画を提出するよう指示がされたとのことであるが、実施計画書から交付申請まで変更手続きもあわせてそれぞれ3回提出されていた事業主体があった。

実施計画書については、年間の事業計画書で対応ができるよう検討され、事業主体に過度の負担をかけないよう検討されたい。

### 4 集落型経営体（集落営農組織）への支援について

集落営農組織においては、共同作業と経理の一元化、将来の法人化を目指すこととされているが、共同作業や経理の一元化が不十分な事業主体が多かった。

所管課は、現地機関（農林事務所、農業改良普及センター）を積極的に活用し、事業主体（組織）の運営が継続できるような支援策を検討されたい。

また、組織の決算書に補助事業が明記されていない事業主体もあった。

### 5 補助金交付事務の迅速化、適正化について

県の補助要綱に間接補助事業者に示す交付条件の規定があるが、市の補助金交付要綱及び事業主体への交付決定通知に際して、県の補助要綱に定めた交付条件どおりの条件が付されていなかった。（佐賀市）

事業主体において、補助事業申請の際に添付している見積書を利用して契約しているものがあった。

契約に際しては、透明性、競争性の確保の観点から、交付決定（事前着工承認）後、再度見積合せ又は、入札により契約すべきである。

補助事業者に、契約方法について指導を徹底されたい。

間接補助事業者への補助金の交付が遅延しているところがあった。（小城市）

県から市への補助金交付日	市から事業主体への補助金交付日
・平成19年 7月10日	平成19年 8月20日
・平成19年10月19日	平成19年11月30日
・平成19年12月11日	平成20年2月29日

実施計画書及び実施状況報告書の添付書類で追加を要するものがあった。

- ・ 既存機械の状況把握のため、税務担当課が管理する固定資産償却台帳
  - ・ 水田耕作面積（自作地、小作地）の状況把握のため、農業委員会が管理する農地基本台帳
  - ・ 期間借地面積把握のため、農業共済組合の麦共済細目書
- 等を添付させることで、要件確認が簡単に確認できるものとする。

補助事業名	新たな米政策対策事業（大規模農家緊急育成事業）		
課名	農産課	創設年度	平成16年度
事業目的	認定農業者が、農地取得又は賃借権を設定して水田経営規模を拡大する場合に、拡大分に対する助成。		
補助事業者	市町		
補助率	1 / 2以内。所有権の移転、又は新たに6年以上の賃借権の設定を行う場合、市町が定める標準小作料の1 / 2相当額。ただし、15千円 / 10aを限度。 新たに3年以上6年未満の賃借権の設定を行う場合、市町が定める標準小作料の1 / 3相当額。ただし、10千円 / 10aを限度。		
補助額	平成19年度交付額 58,071千円		
補助市町数	11市町		

（監査指摘及び意見）

1 補助事業の運用について

所有権移転及び賃借権設定日の取り扱いが、各市町で統一されていなかった。

新規の所有権移転及び賃借権設定日の捉え方が、市町間で農業委員会の告示日、農業委員会の開催日、賃借権を両者が同意した日と異なっていた。

統一した設定日の取り扱いを示して各市町を指導されたい。

2 補助金交付事務の迅速化、適正化について

県の補助要綱に事業主体に示す交付条件の規定があるが、市から事業主体への交付決定通知に際して、県の補助要綱に定めた交付条件が付されていなかった。

（佐賀市）

補助金の支出時期で遅延している補助事業者があった。（小城市、江北町）

- ・ 県から市への補助金交付日 平成20年3月19日
- ・ 市から事業主体への補助金交付日 平成20年5月26日

補助金交付事務（額の確定通知）で遅延しているものがあった。

- ・ 市町からの実績報告書提出日 平成20年4月28日
- ・ 県から市町への額の確定通知日 平成20年6月23日

### 3 事業の採択要件の審査（効果検証）について

補助金の助成対象者要件は、水田経営面積が事業実施年度で概ね4ha以上であって、水田の所有権移転及び新たな賃借権の設定により、事業実施年度から5年以内に8ha以上の水田経営面積を目指す者となっている。

市町において、申請者の書類をみると、実施年度から3年が経過しても4ha前後の者もあり、5年後に8haを達成するのは難しい現状であった。

所管課は、実施状況報告書の審査の過程で事業目的が達成できない恐れがある者については、補助採択の見直しを行うよう検討されたい。

補助事業名	新たな米政策対策事業（特色ある米・麦・大豆づくり条件整備事業）		
課名	農産課	創設年度	平成16年度
事業目的	より安全安心な米・麦・大豆や地域ブランド米の生産拡大に必要な機械施設等の整備に対する助成。		
補助事業者	3戸以上の農業者で有機栽培等や地域ブランド米の生産に取り組む営農集団		
補助率	1/3以内。		
補助額	平成19年度交付額 14,929千円		
補助件数	16件		

#### （監査指摘及び意見）

##### 1 採択要件の審査について

安全安心対応促進型の事業採択要件は、「有機栽培等の認定、登録、エコ栽培認定を受けた農業者、認定を受けようとする農業者も含む。」とされているが、事業実施要領で認定期限の定めがないことから、補助事業完了後に市町及び県も採択要件を満たしているかの確認がなされていなかった。

事業実施状況報告書に認定証の写しを添付させるなど、要件確認を徹底されたい。  
(伊万里市脇野機械利用組合)

地域ブランド米育成型事業における導入機械の必要台数の決定は、利用計画面積から作業可能面積(実処理能力面積)を割りだして必要台数が決定されているが、その利用計画面積は、採択要件であるブランド米の利用面積を含む地域の水稻作付面積で算定されていた。

また、動力噴霧器導入台数については、明らかに利用面積以上の機械が導入されており、過剰な投資となっていた。

導入機械の利用規模決定は、採択要件であるブランド米の利用面積で算定すべきであり、要件の審査は厳格に行うべきである。  
(蕨野機械利用組合)

(作付計画の内容)	水稻作付面積	うちブランド米
現状	25.3ha	14.4ha
目標	25.5ha	17.5ha
(機械等の規模決定計算書の内容)		導入(決定)台数
利用計画面積 動力噴霧機面積	24.0ha	3台

## 2 補助事業の執行体制について

組合設立の遅れから、事業実施計画、事業申請の提出が遅れ、効果ある機械の導入(事業年度)となっていないものがあった。  
(伊万里市脇野機械利用組合)

- ・導入機械 コンバイン 1台
- ・導入時期 平成19年10月5日

地域の主力品種である「夢しずく」の刈り取りに間に合わなかった。

## 3 契約方法について

農業機械の契約で、補助事業申請の際に添付している見積書を利用して契約しているものがあった。

契約に際しては、透明性、競争性の確保の観点から、交付決定(事前着工承認)後、再度見積合せ又は、入札により契約すべきである。

補助事業者に、契約方法について指導を徹底されたい。

補助事業名	新たな米政策対策事業（米・麦・大豆品質向上等条件整備事業）		
課名	農産課	創設年度	平成16年度
事業目的	米・麦・大豆の品質向上や有望な新品種普及拡大への取り組みを行う事業に対する助成。		
補助事業者	農業協同組合、共同乾燥施設利用組合		
補助率	1/3以内。		
補助額	平成19年度交付額 25,372千円		
補助件数	9件		

（監査指摘及び意見）

1 採択要件の審査について

実施要領で規定する採択要件は、上位等級率85%以上の確保が見込まれる地区である。

しかしながら、事業主体の実施計画をみると、3年後に上位等級率90%の達成を目標としているものの、平成18年、19年の現状では全て規格外となっており、3年間で目標を達成するには、新品種（佐賀37号）への転換以外には考えられない状況のものがあつた。

補助制度の創設の際には、平成15年以前の上位等級率の実績を参考にしたとのことであるが、現状は大きな変化が認められ、85%以上という採択要件が妥当なのかどうか再検討すべきであつたと思われる。

2 補助金交付事務の適正化について

県の補助要綱に事業主体に示す交付条件の規定があるが、町から事業主体への交付決定通知に際して、県の補助要綱に定めた交付条件が付されていなかった。

（佐賀市）

3 契約方法について

単一業者との随意契約の理由で要件に合致していないものがあつた。

（佐賀県農業協同組合）

補助金交付要綱で、「契約を締結する場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については、特許品等でその取扱店が一店のみであるなど、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。」と規定されているが、契約に際して、他社の製品との性能比較がなされないままに、過去の導入実績のみを随契理由とされ、その取扱店が一店のみとして契約しているものがあつた。

(添付されている随契理由書)

品質分析機については、近年、F社の食味分析機の導入実績があり、日本穀物検定協会や佐賀大学でも実際使用されている。協議の結果、県下統一機種での分析値を得られることが分かり、F社の機種を選定することとなった。また、取扱店についても、F社の取り扱いのため、F社との単独随契を行う。

補助事業名	魅力あるさが園芸農業確立対策事業(人と環境にやさしい園芸農業拡大事業)		
課名	園芸課	創設年度	平成16年度
事業目的	有機栽培や特別栽培、環境にやさしい農業への取り組みの拡大による、消費者が求める高品質でより安全・安心な園芸作物の生産・供給の拡大に必要な機械の整備に対する助成。		
補助事業者	2戸以上の有機栽培、特別栽培、エコ農業に取り組む農業者又は農業者で構成される営農集団等		
補助率	間接補助事業費の1/2以内、1/3以内。ただし、1事業主体当たり15,000千円を限度とする。		
補助額	平成19年度交付額 353,742千円		
補助件数	134件		

(監査指摘及び意見)

#### 1 事業採択要件について

営農集団の共同性確保の要件について、事業実施段階で確認できないものがあった。

事業実施要領では、共同性の確保として「導入する機械・施設等については、共同利用あるいは共同施行、共同作業等を行うことにより、共同性を確保すること。」と規定されている。

しかしながら、事業採択要件として実態のある営農集団とはなっておらず、補助金の受皿としてのみの営農集団と思われる事業主体が多く見られた。

(例) ・ 組織規約の中で、「共同出荷、栽培研修への参画、生産資材の共同購入」が事業活動として掲げられ、「その活動に要する経費は、利用料、その他の経費をもって充てる。」となっていたが、営農集団の総会資料等(事業報告書、決算資料)からは、営農集団としての活動実績が確認できない。

- ・ また、施設の管理運営規定において年間の利用計画等を策定するとされているにもかかわらず、確認できない。さらに、業務日誌（作業日誌）等も作成されていない。
- ・ 補助した財産の管理についても、園芸施設（ハウス、防霜施設）で、営農集団が補助施設（上屋）を個人の土地（底地）に借用した形で整備がなされていたが、土地所有者と営農集団の間では、土地（底地）の貸借契約等は交わされておらず、施設が営農集団のものとは判断できない。

所管課は事業実施状況報告書の提出の際に、組織としての活動実績、共同性の確保が確認できるよう事業報告書等の添付を求めるべきである。

エコファーマー認定の事後確認が不十分なものがあった。

採択要件では、「対象農業者は、エコファーマーの認定を受けている農業者（見込まれる者を含む）」となっているが、今回補助事業を実施した営農集団のうち、調査時点までに、認定確認がなされていないものがあった。

補助制度においては、採択要件は基本となるものであり、所管課は事業実施後も、採択要件が遵守されているかどうかの確認を常に行うべきである。

## 2 事業実施状況報告書の評価及び営農集団への指導について

市町長は、実施状況報告の内容について、必要に応じて事業主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた必要な措置を講じることを求められている。しかしながら、調査を行った市町では、営農集団から実施状況の報告を受けても、それに対する評価や今後の支援策等を記載せず、報告をそのまま県に提出している状況が多くみられた。

所管課は、補助目的を効果的に達成させるため営農集団組織が継続できるよう補助事業者である市町を指導されたい。

## 3 補助金交付事務の迅速化、適正化について

県の補助要綱に事業主体に示す交付条件の規定があるが、市町から事業主体（間接補助事業者）への交付決定通知に際して、県の補助要綱に定めた交付条件が付されていないものがあった。（佐賀市）

事業主体から市への実績報告書の提出が遅延しているものがあった。（武雄市）

- ・ 事業完了日 平成19年 8月27日
- ・ 市から補助金交付日 平成19年10月25日
- ・ 実績報告書提出日 平成20年 3月26日

#### 4 契約方法について

事業主体において、補助事業申請の際に添付している見積書を利用して契約しているものがあった。

契約に際しては、透明性、競争性の確保の観点から、交付決定（事前着工承認）後、再度見積合せ又は、入札により契約すべきである。

補助事業者に、契約方法について指導を徹底されたい。

園芸栽培施設（ハウス、防霜施設）の契約で、請負業者がJA（農協）となっていたが、JAには施工能力がないことから、施工に際して見積り又は入札に参加した業者に一括下請け（丸投げ）しているものがあった。

また、鉄骨ハウス（胡瓜）の契約で、本来工事請負契約書を締結すべきであるが、鉄骨資材の納入として物品売買契約書で処理され、補助事業として適正な事業執行が行われたのか疑わしい契約となっていた。

所管課は、透明性、競争性の確保が図られるよう事業実施要領等の見直しを行い、契約事務が適正に実施できるよう、市町を通じて事業主体の指導を徹底されたい。

単一業者との随意契約の理由で要件に合致していないものがあった。

（芦刈いちご高設栽培組合）

補助金交付要綱で、「契約を締結する場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については、特許品等でその取扱店が一店のみであるなど、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。」と規定されている。しかしながら、添付されていた理由書では、随意契約ができる場合として定められた要件に合致していないものがあった。

（添付されていた随意契約理由）

隣接する久保田町で当方式を2名導入されており生産実績も高く、作業環境や作業能率も高いと思える。また交流もあり栽培技術面での情報交換も行えることから取り組みへの不安が少ない。

#### 5 財産の管理について

財産管理台帳はあるが、設備の能力（型式）ごとの設置基数や設置場所が記載されていないかった。

台帳に、一覧表・図面等を添付するなど、適正な管理に努めるよう補助事業者への指導を徹底されたい。

（犬走防霜施設利用組合）

補助事業名	魅力あるさが園芸農業確立対策事業（プロ園芸農業者育成対策事業）		
課名	園芸課	創設年度	平成16年度
事業目的	自立した経営が可能なプロ園芸農業者を育成し、徹底した生産コストの低減や省力化等に取り組むことにより、競争力があり収益性の高い園芸農業を確立するため、本県園芸農業を担うプロの園芸農業者の育成に必要な機械・施設等の整備に対する助成。		
補助事業者	2戸以上の認定農業者（目指す者も含む）で構成される営農集団等		
補助率	間接補助事業費の1/2以内、1/3以内。ただし、1事業主体当たり15,000千円を限度とする。		
補助額	平成19年度交付額 175,388千円		
補助件数	74件		

（監査指摘及び意見）

1 事業採択要件について

営農集団の共同性確保の要件について、事業実施段階で確認できないものがあった。

事業実施要領では、共同性の確保として「導入する機械・施設等については、共同利用あるいは共同施行、共同作業等を行うことにより、共同性を確保すること。」と規定されている。

しかしながら、事業採択要件として実態のある営農集団とはなっておらず、補助金の受皿としてのみの営農集団と思われる事業主体が多く見られた。

- （例）
- ・ 組織規約の中で、「共同作業、栽培研修への参画等」が事業活動として掲げられ、「その活動に要する経費は、利用料、その他の経費をもって充てる。」となっていたが、営農集団の総会資料等（事業報告書、決算資料）からは、営農集団としての活動実績が確認できない。
  - ・ また、施設の管理運営規定で「施設の維持管理については、各自の責任において行うものとする。」となっており、共同で施設の管理を行っている実態が確認できない。さらに、業務日誌（作業日誌）等も作成されていない。
  - ・ 補助した財産の管理についても、園芸施設（ハウス、防霜施設）の場合、営農集団が補助施設（上屋）を個人の土地（底地）に借用した形で整備がなされていたが、土地所有者と営農集団の間では、土地（底地）の貸借契約等が交わされておらず、施設が営農集団のものとは判断できない。

所管課は事業実施状況報告書の提出の際に、組織としての活動実績、共同性の確保が確認できるよう事業報告書等の添付を求めるべきである。

補助制度においては、採択要件は基本となるものであり、所管課は事業実施後も、採択要件が遵守されているかどうかの確認を常に行うべきである。

## 2 事業実施状況報告書の評価及び営農集団への指導について

市町長は、実施状況報告の内容について、必要に応じて事業主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた必要な措置を講じることを求められている。しかしながら、調査を行った市町では、営農集団から実施状況の報告を受けても、それに対する評価や今後の支援策等を記載せず、報告をそのまま県に提出している状況がみられた。

所管課は、補助目的を効果的に達成させるため営農集団組織が継続できるよう補助事業者である市町を指導されたい。

## 3 契約方法について

園芸栽培施設（ハウス、防霜施設）の契約で、請負業者がJA（農協）となっていたが、JAには施工能力がないことから、施工に際して見積り又は入札に参加した業者に一括下請け（丸投げ）しているものがあつた。

また、施設の請負契約で、本来工事請負契約書を締結すべきであるが、鉄骨資材の納入として物品売買契約書で処理され、補助事業として適正な事業執行が行われたのか疑わしい契約となっていた。

所管課は、透明性、競争性の確保が図れるよう事業実施要領等の見直しを行い、契約事務が適正に実施できるよう市町を通じて間接補助事業者の指導を徹底されたい。

## 4 財産の管理について

財産管理台帳はあるが、ハウスの設置場所や設置棟数が記載されていなかった。

台帳に、設置一覧表・図面等を添付するなど、適正な管理に努めるよう補助事業者への指導を徹底されたい。（神崎市アスパラ第2利用組合）

補助事業名	畜産経営技術指導事業費補助		
課名	畜産課	創設年度	昭和56年度
事業目的	畜産経営に関する専門的な知見を有する畜産コンサルタントによる経営診断に従事する職員の人件費補助。		
補助事業者	(社)佐賀県畜産協会		
補助率	1/20以内又は733千円のいずれか低い額		
補助額	平成19年度交付額 733千円		
補助件数	1件		

(監査指摘及び意見)

1 補助事業の見直しについて

人件費については、地方競馬全国協会から経営診断を行う職員の人件費補助等が行われているが、その採択要件として「都道府県から一定水準以上の財政負担等があること。」とされていることから、県からも人件費の一部に対して補助が継続されている。

しかし、当協会に対しては、県から「畜産経営技術高度化事業」が委託されていることから、地方競馬全国協会の要件は満たされていると考える。

そこで、当協会への人件費の補助金を見直し、委託費の中に補助金相当額を含めて計上することで、当協会の補助金に係る申請・実績報告等の事務も軽減される。

所管課は、地方競馬全国協会と協議のうえ、補助事業の見直しを検討されたい。

2 補助金交付事務の迅速化、適正化について

所管課の補助金事務が遅延しているものがあつた。

人件費補助であるにも関わらず、交付決定等の事務処理が大幅に遅延していた。人件費が補助対象であることから、年度当初速やかに交付決定すべきである。

- ・事業承認(内示)通知 平成19年 9月21日
- ・交付申請書提出日 平成19年 9月27日
- ・補助金交付決定日 平成19年10月 3日

補助事業名	優良雌子牛保留対策事業費補助		
課名	畜産課	創設年度	平成8年度
事業目的	育種価及び期待育種価の高い親から生産された優良雌子牛を積極的に県内に保留し、県内繁殖雌牛群の能力向上を推進することにより、高級牛肉「佐賀牛」の生産安定を促進し、農家経営の安定に資する。		
補助事業者	佐賀県経済農業協同組合連合会、農業協同組合		
補助率	農協有保留 間接補助事業費の25.2%以内。ただし、1頭当たり107,000円を限度 自家保留 補助事業費の1/2以内。ただし、1頭当たり25,000円を限度		
補助額	平成19年度交付額 10,839千円		
補助件数	5件		

(監査指摘及び意見)

1 補助事業の執行体制について

優良雌子牛保留対策事業実施要領の見直しを検討されたい。

事業実施要領に定める事業実施計画書の知事への提出日が明示されていないことから、補助事業者から実施計画書の提出が遅れ、事業の承認、補助金交付申請、交付決定時期の遅れとなっている。

実施計画書の提出日を明示し、年度当初に補助金の交付申請、交付決定ができるよう検討されたい。

- ・事業実施計画書の提出日 平成19年6月28日
- ・事業実施計画の承認及び内示 平成19年7月18日
- ・補助金交付申請日 平成19年8月9日
- ・補助金交付決定日 平成19年8月23日

2 補助金交付事務の迅速化、適正化について

県の規定が遵守されていないものがあつた。

- ・補助事業者である佐賀県経済農業協同組合連合会(以下、経済連という。)は、補助金交付要綱を制定していなかった。
- ・県の補助要綱に事業主体に示す交付条件の規定があるが、経済連の交付決定通知には、事業主体への交付条件が明示されていない。
- ・農家との貸付契約には、県の事業実施要領に規定されている契約解除の条項が記載されていない。

全ての事業主体で補助事業が事前着手されていたが、これは所管課の補助金事務の遅れによるものである。かかる事態が発生しないよう適切な事務処理に努められたい。

- ・補助金交付申請日 平成19年8月 9日
- ・補助金交付決定日 平成19年8月23日

実績報告書の確認で適正でないものがあつた。(JA佐城統括支所)

- ・ 農協有保留に係る実績報告書で、他の補助事業の貸付牛、貸付農家を誤って補助対象事業の貸付農家、貸付牛として報告しているものがあつた。
- ・ 自家保留に係る農家への補助金の支払いで、それぞれ過払い、不足払いがあつた。

所管課は、事業主体に補助金事務の適正な執行を指導されたい。

補助事業名	さが畜産自給力強化対策事業(肥育素牛生産拡大対策事業)		
課名	畜産課	創設年度	平成16年度
事業目的	消費者が求める高品質で、安全・安心な畜産物の生産拡大により、佐賀産畜産物の銘柄を確立するため、肥育素牛の自給力の強化に必要な施設・機械等の整備に対する助成。		
補助事業者	肥育素牛の生産拡大に取り組む農業者と耕種農家で構成される営農集団		
補助率	間接補助事業費の1/3以内。ただし、1事業主体当たり1,500千円を限度とする。		
補助額	平成19年度交付額 12,744千円		
補助件数	7件		

(監査指摘及び意見)

1 採択要件について

事業主体の要件は、「肥育素牛生産者は認定農業者又は認定農業者になることが見込まれる者」となっているが、認定農業者になることが見込まれる者についての取得期限は定められていない。

認定農業者の要件は必須要件であり、取得期限を採択要件に定めるべきである。

## 2 営農集団への指導について

所管課は市町に対し、実施状況報告書で営農集団が事業目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定する等の目標達成に向けた必要な措置を講じることを求めているが徹底されていない。

また、事業実施状況報告書の提出の際に、組織の活動実績を確認する事業報告書等（決算書類）も求めているが、

所管課は、補助目的を効果的に達成させるため、営農集団組織が継続できるよう補助事業者である市町を指導されたい。

## 3 補助金交付事務の迅速化、適正化について

県の補助要綱に事業主体に示す交付条件の規定があるが、町から事業主体への交付決定通知に際して、県の補助要綱に定めた交付条件が付されていなかった。

（玄海町）

補助事業名	さが畜産自給力強化対策事業（自給飼料増産対策事業）		
課 名	畜産課	創設年度	平成16年度
事業目的	高品質で安全・安心な畜産物の生産拡大により、佐賀産畜産物の銘柄を確立するため、粗飼料の自給力強化に必要な機械の整備に対する助成。		
補助事業者	畜産農家又は耕種農家で構成される営農集団		
補助率	間接補助事業費の1/3以内。ただし、1事業主体当たり1,500千円を限度とする。		
補助額	平成19年度交付額 19,192千円		
補助件数	15件		

（監査指摘及び意見）

### 1 事業採択要件について

採択要件で、「営農集団が事業主体の場合、認定農業者又は認定農業者になることが見込まれる者が構成員の1/2以上であること。」となっているが、調査した営農集団の中には、構成員3名のうち、認定農業者は1名と要件を満たしていないものがあつた。

（玄海町大鳥自給飼料増産組合）

認定農業者の要件は必須要件であり、取得期限を要件に定めるべきである。

事業採択に当たって、採択要件の審査が不十分なものがあつた。（小城市）

採択要件で、「営農集団外の畜産農家への自給飼料を供給する場合は、県内畜産農家又は農業協同組合との長期（5年以上）の供給計画に基づき、安定的に自給飼料を供給すること。」となっているが、農業協同組合との確約書では要件を満たしていなかった。

要件審査を徹底されたい。

#### 確約書

- ・ 稲わら供給者 三日月第一自給飼料組合 代表 A
- ・ 斡旋事業者 佐賀県農業協同組合 畜産・酪農部 飼料課長 B
- ・ 斡旋供給期間 平成19年9月20日～平成23年3月31日（3年6月）

### 2 事業実施要領で見直しを要するものがあつた。

事業主体が提出する実施状況報告書から、採択要件（認定農業者の認定状況）が満たされているかの確認ができなかった。

採択要件を満たしたかどうかの確認ができるよう、実施状況報告書に認定証の写しを添付させるなど要件確認の徹底を図るべきである。

### 3 補助金交付事務の迅速化、適正化について

県の補助要綱に事業主体に示す交付条件の規定があるが、町から事業主体への交付決定通知に際して、県の補助要綱に定めた交付条件が付されていないあつた。

（玄海町）

市の交付決定で、予算額に不足が生じたため、事業主体への交付決定が遅れているものがあつた。

（伊万里市）

市からの交付申請書提出に当たっては、議決予算の原本証明等を添付させるなど、予算額に不足が生じないように市町への指導が必要である。

- ・ 県の交付決定日 平成19年 9月14日
- ・ 市の交付決定日 平成19年12月20日（市の補正予算計上後）

補助金の交付が遅れているものがあつた。

- ・ 事業主体への補助金が、事業実施後相当期間経過して交付されていたものがあつた。補助事業者は、現地確認検査終了後に、県に対し補助金の概算交付申請を行い、早期に補助金を交付すべきであつた。

（小城市）

・補助金交付決定日	平成19年 8月10日
・事業実施（納品）	平成19年 9月20日
・現地検査・確認	平成19年 9月20日
・県から補助金の交付日	平成19年12月11日
・事業主体から請求書受理日	平成20年 3月 3日
・補助金支払（概算）	平成20年 3月27日

- ・ 事業主体に対して、県が交付した補助金の支払いが遅れているものがあった。  
(玄海町)

・事業主体から請求書受理日	平成19年12月 6日
・県から補助金の交付日	平成19年12月21日
・補助金支払（概算）	平成20年 1月25日

#### 4 契約方法について

事業主体において、補助事業申請の際に添付している見積書を利用して契約しているものがあった。

契約に際しては、透明性、競争性の確保の観点から、交付決定（事前着工承認）後、再度見積合せ又は、入札により契約すべきである。

補助事業者に、契約方法について指導を徹底されたい。

#### 5 営農集団への指導について

所管課は市町長に対し、実施状況報告書で営農集団が事業目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定する等の目標達成に向けた必要な措置を講じることを求めているが徹底されていない。

また、事業実施状況報告書の提出の際に、組織の活動実績を確認する事業報告書等（決算書類）も求めているが求めている。

所管課は、補助目的を効果的に達成させるため、営農集団組織が継続できるよう補助事業者である市町を指導されたい。

補助事業名	漁村女性リーダー育成研修事業費補助		
課名	水産課	創設年度	昭和40年度
事業目的	地域のリーダー育成及び男女共同参画の推進を目的として活動を行っている佐賀県漁協女性部連合会に対し、漁家の女性が参加する漁協女性部リーダー研修会等の各種研修会等に対する一部補助。		
補助事業者	佐賀県漁協女性部連合会		
補助率	1 / 2以内		
補助額	平成19年度交付額 270千円		
補助件数	1件		

(監査指摘及び意見)

1 補助金交付事務の迅速化、適正化について

所管課の補助金事務が遅延しているものがあった。

所管課の補助事業の事業承認(内示通知)が遅れ、補助金交付申請書の提出が遅れていた。

- ・ 県の内示通知日 平成19年6月12日
- ・ 県へ補助金交付申請日 平成19年6月14日
- ・ 県の交付決定日 平成19年6月14日

交付決定前に、補助事業が事前着手されているものがあった。

補助事業のメインとなる「佐賀県漁協女性部大会」が、補助金の交付決定日に開催され、大会の事前準備等が事前着手となっていた。

所管課は、補助事業者との事前協議を行い、事前準備等ができるよう早期に事業承認(内示)を行うべきであった。

実績報告書の提出が遅延していた。

補助金交付要綱第6条に定める実績報告書の提出が、事業完了の6か月後と大幅に遅れていた。

所管課は、補助金交付要綱どおりに実績報告書を提出させるよう指導されたい。

- ・ 補助事業完了日 平成19年8月30日
- ・ 実績報告書提出期限 平成19年9月30日
- ・ 実績報告書提出日 平成20年3月31日

補助事業名	水産振興研究グループ活動推進事業費補助		
課名	水産課	創設年度	平成8年度
事業目的	漁業協同組合の青壮年の組織的な学習・交流活動を強化するとともに、漁業後継者として意識の高揚を通じて地域自立経営型漁業者の育成を図る。		
補助事業者	佐賀県玄海水産振興研究会、佐賀県有明海漁協青年部		
補助率	1/2以内、ただし、278千円を限度とする。		
補助額	平成19年度交付額 556千円		
補助件数	2件		

(監査指摘及び意見)

1 補助金交付事務の迅速化、適正化について

所管課の補助金事務が遅延しているものがあった。

所管課の補助事業の事業承認(内示通知)が遅れ、補助金交付申請書の提出が遅れていた。

- ・ 県の内示通知日 平成19年6月1日
- ・ 県へ補助金交付申請日 平成19年6月1日(佐賀県玄海水産振興研究会)  
平成19年6月7日(佐賀県有明海漁協青年部)
- ・ 県の交付決定日 平成19年6月8日

交付決定前に、補助事業が事前着手されているものがあった。

(佐賀県有明海漁協青年部)

補助事業が、補助金の交付決定前に執行されているものがあった。

所管課は、補助事業者との事前協議を行い、早期に事業承認(内示)を行うべきであった。

- ・ 県の交付決定日 平成19年6月8日
- ・ 事前着手事業名 第15回海苔養殖技術検討会(熊本県玉名市)
- ・ 実施時期 平成19年5月9~10日
- ・ 事業費 144,000円(参加者9名)

補助対象経費に馴染まない支出があった。(佐賀県有明海漁協青年部)

全国大会の参加費支出において、県職員1名分の参加費が支出されていた。

県職員に係る経費については、県で支出すべきである。

- ・ 全国大会名 浅海増殖研究発表全国大会

- ・開催期日 平成19年6月11日
- ・参加人数 11人(うち1名が県職員)
- ・参加費支出額 36,000円(うち県職員支出額 3,000円)

補助対象経費である全国大会派遣経費の一部が、全国漁業協同組合連合会からも補助されているものがあった。

所管課は、かかる事態が発生しないよう補助事業者との事前協議の徹底に努められたい。(佐賀県玄海水産振興研究会)

- ・補助事業費 560,620円
  - ・補助金額 278,000円
  - ・事業者負担額 282,620円(他団体からの補助金 94,000円含む)
- (全国大会派遣経費の一部助成内容)
- ・全国大会名 第13回全国青年漁業者グループリーダー研究集会
  - ・開催期日 平成19年6月27日
  - ・参加人数 2人
  - ・参加旅費額 179,240円(うち全国漁業協同組合連合会補助額 94,000円)

補助事業名	沿岸漁業振興特別対策事業		
課名	水産課	創設年度	平成8年度
事業目的	漁業・漁村を取り巻く環境の変化に対応し、沿岸漁業を活性化するためには生産基盤の整備や漁業近代化施設の整備、漁村の環境条件の改善のために必要な施設の整備を市町、漁業協同組合連合会若しくは漁業協同組合(市町が補助する場合)が沿岸漁業の振興を図ることを目的として実施する場合に当該補助事業者に補助する。		
補助事業者	市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合		
補助率	1/2、1/3以内		
補助額	平成19年度交付額 7,344千円		
補助件数	6件		

(監査指摘及び意見)

1 補助事業の執行体制について

財産の管理で適正でないものがあった。(唐津市肥前漁業協同組合)

イワガキの養殖筏が整備され、財産台帳は作成されているが、事業主体である漁

協の決算書に資産として計上されていなかった。

事業実施要領に基づく事業実施計画書が提出されていなかった。

所管課は事業着手の前年度に、補助事業者に対して補助事業の要望調査を実施し、その際の提出資料を事業実施要領第3に定める計画書としていた。

事業実施要領を実態に沿うよう見直されたい。

## 2 補助金交付事務の迅速化、適正化について

補助金の支出方法で、要綱どおりの取り扱いがなされていないものがあった。

(唐津市)

県及び市の補助金交付要綱では概算払いの規定が設けられているが、市から事業主体への交付決定通知には、「補助金等は、事業完了後確定された金額を補助事業者等の請求により交付する。」とされていた。

所管課は、補助事業者への指導を徹底されたい。

## 3 補助事業の効果測定について

補助施設(漁礁、養殖筏)によっては、補助効果の発現が事業実施年度以降に及ぶものもある。所管課は、事業効果の把握のため施設の活用状況調書を聴取するなど、事業効果の測定方法を検討されたい。

## 4 契約事務について

補助施設の契約事務で、事業主体への指導を要するものがあった。

予定価格調書の作成の際、予定価格に記載すべき金額を入札書比較価格に記載し、入札書比較価格に記載すべき金額を予定価格の欄に記載されているものがあった。